

○国立研究開発法人水産研究・教育機構オープンカウンター方式による競争見積合わせ
の取扱いについて

令和7年10月27日

1. 目的

この取扱いは、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下、「当機構」という。）が実施する財産の買い入れ、製造、工事及びその他の契約に係るオープンカウンター方式による競争見積合わせを行う場合の取扱いについて、以下のとおり必要な事項を定める。

2. 定義

この取扱いに定める競争見積合わせとは、見積の相手方を特定することなく、参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

3. 対象となる契約

以下に掲げる契約のうち、当機構がオープンカウンター方式による競争見積合わせが適当であると認められるものを対象とする。

- (1) 予定価格が250万円を超え、400万円を超えない工事又は製造
- (2) 予定価格が160万円を超え、300万円を超えない財産の買い入れ
- (3) 予定賃借料の総額が80万円を超え、150万円を超えない物件の借り入れ
- (4) 上記以外の契約で予定価格が100万円を超え、200万円を超えないもの（以下、「その他の契約」という。）

4. 参加資格

参加できる者は、次に掲げる事項に該当する者とする。

- (1) 当機構の契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 当年度において当機構の競争参加資格又は全省庁統一資格の「物品の製造契約」又は「物品の販売契約」で資格を有している者であること（※製造又は財産の買い入れの場合）。
- (3) 当年度において当機構の競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」で資格を有している者であること（※物件の借り入れ又はその他の契約の場合）。
- (4) 当年度において当機構の競争参加資格又は農林水産省大臣官房予算課競争参加資格の「建設工事契約」で資格を有している者であること（※工事の場合）。
- (5) 当機構又は国の競争参加資格を有している者である場合は、当該競争参加資格に係る指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (7) その他の契約のうち、分析業務等において、見積提出と併せて担当者から技術審査を実施する旨の連絡があった場合は、当該審査に合格した者であること。

5. 見積書等の提出方法等

(1) 見積書の提出について

① 電子メールの場合

提示する提出期限内に連絡先の電子メールアドレスあてに提出するものとする。

② 郵送の場合

提示する提出期限内に連絡先あてに見積書を提出するものとする。

③ 直接持参の場合

提示する提出期限内に連絡先に見積書を提出するものとする。

(2) 見積書の様式、金額について

様式は任意とし、見積金額の「税抜価格」、「消費税相当額」及び「税込価格」を記載するものとする。

(3) サプライチェーン・リスクの確認について

IT調達に係る国等の物品等又は役務の調達において、サプライチェーンリスクの確認を行うこととした案件にあっては、提出書類の確認を行い、サプライチェーンリスクの懸念が払拭されないと判断した場合は、提示された製品の変更等を指示する必要があるため、その旨留意すること。

(4) その他

見積書のほか、担当者から必要書類として提出を求められた書類がある場合は、併せて提出するものとする。

6. 公正な競争見積合わせの確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と価格又は参加意志についていかなる相談も行わず、独自に見積価格を定めなければならない。

(3) 参加者は、契約の相手方を決定する前に、他の参加者に対して見積価格を意図的に開示してはならない。

7. 見積書の無効

次のいずれかに該当するものは無効とする。

(1) 期限内に提出されない見積

(2) 参加資格を有しない者による見積

(3) 記名を欠く見積

（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない見積）

(4) 金額を訂正した見積

(5) 誤字、脱字等により意志表示が不明確である見積

(6) 提示した仕様を満たしていない見積

(7) 見本等の事前確認が必要な見積にあっては、確認を終えた登録が無い者による見積

(8) 担当者から求められた書類の提出が無い者による見積

(9) 明らかに参加者間での相談によるものと見られる見積など、不適切と認められる見積

8. 契約の相手方の決定方法

(1) 予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。

(2) 契約の相手方となるべき最低価格の有効な見積を提出した者が二者以上あるときは、別途指定する日時にて当該者にくじを引かせて契約の相手方を決定する。なお、この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって契約事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

9. 契約書の作成等

契約書又は請書は、次に該当する契約について必要となる。参加者は別途示す契約書及び請書のひな形を熟読のうえ、参加するものとする。見積書の提出をもって契約書等の作成について承諾したものとみなし、契約の相手方を決定後に担当者から連絡する。なお、契約の相手方となった者はこれに応じるものとする。

(1) 契約書の作成：契約金額が250万円を超えるとき。

(2) 請書の提出：契約金額が150万円を超えるとき。

10. 納品・履行完了の届出

契約の相手方となった者（以下「受注者」と言う。）は、該当する契約について納品、履行を完了したときは、遅滞なく書面をもって当機構に届け出るものとする。

この場合、仕様書等にて成果物として提出が必要とされているものがある場合は、これらを添えて届け出るものとする。

11. 検査

（１）当機構又は検査を行う者として当機構が定めた職員（以下「検査職員」という。）は、履行完了の届出を受理した日から起算して10日以内（建設工事契約の場合は14日以内）に、受注者の立会を求めて、当機構の定めるところにより検査を行い、合格又は不合格の判定をするものとする。ただし、受注者が立ち会わない場合は、受注者の欠席のまま検査をすることができる。

（２）検査職員は、検査に当たり、必要があると認めるときは、契約物品の品質性能に関し、必要な書類の提出を求めるほか、契約物品の一部を破壊、分解又は理化学試験により検査をすることができる。

（３）検査の受検に必要な費用は、契約金額に含まれるものとする。

12. 情報セキュリティ等

（１）受注者は、当機構の情報セキュリティポリシー及び関係規程を遵守しなければならない。

（２）受注者は、最新の当機構の情報セキュリティポリシー及び政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準に規定されている各種セキュリティ対策（該当する契約の履行に係る対策に限る。）と同等以上の対策を実施し、契約を履行するものとする。

（３）受注者は、該当する契約を通じて知り得た全ての情報及び機密事項を他に漏らしたり、当機構に無断で使用したりしてはならない。また、本守秘義務は契約期間終了後においても存続する。なお、これに反した場合は、該当する契約を解除するとともに、受注者の責任において当機構に及ぼした損害について賠償するものとする。

（４）当機構は、該当する契約の仕様書において求める情報セキュリティ対策が実施されていることを確認するために、受注者に対し実施状況の報告又は確認を求めることがある。この場合において受注者はこれに応じるものとする。

（５）当機構が該当する契約の履行に当たり、受注者の情報セキュリティ対策が不十分であると認められるときは、改善を求めることがある。この場合において、受注者は速やかに改善のための対策を実施するものとする。

13. その他

（１）見積書作成及び提出等に係る費用は、全て参加者の負担とする。

（２）都合により競争見積合わせ実施後に契約を取りやめる場合がある。

（３）使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（４）参加者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

以 上